

〔研究論文〕

憲法解釈の法源としての人権条約 —コモン・ロー諸国における現状—

齊藤 功高

〔Article〕

HUMAN RIGHTS TREATIES AS THE SOURCE FOR CONSTITUTIONAL INTERPRETATION — THE CASES IN COMMON LAW COUNTRIES —

Yoshitaka SAITO

Abstract

Common law countries have been applying their traditional dualist orientation to treaties. But recently, Common law judges are beginning to utilize human rights treaties for interpreting Constitution. They are entrenching international treaty obligations into domestic law. This trend is called creeping monism.

The interpretive techniques that courts utilize in incorporating human rights treaties into their work are five types: the use of treaties to gild the domestic lily, to develop a rights-conscious Charming Betsy canon for statutory interpretation, to update the common law, to engage in contextual constitutional interpretation and to develop a constitutional Charming Betsy canon.

Among common law countries, judges are beginning to utilize incorporated treaties as the sources of constitutional interpretation. This paper aims to examine the cases how common law judges are using incorporated human rights treaties as constitutional interpretation.

はじめに

コモン・ロー諸国は元来国際法に対して二元論の立場をとっていた。すなわち、条約は批准しただけでは国内法にはならず、国内的には効力がないという立場である。イギリスがその典型であり、条約の国内法化は議会のみが行いするのであって、裁判所は条約を国内法として適用することはできないとされた。「裁判所自身も、判決によって国内法化を実現するのと実質的に同じ結果を招来するようなことは極力避けてきた」¹。ところが、1990年代に入ると、ヨーロッパ人権条約やヨーロッパ人

1 江島晶子『人権保障の新局面』日本評論社（2002年）43頁

権裁判所の判例をイギリス裁判所が参照する事例が増加してきた。²この背景には、特に、イギリスがヨーロッパ人権条約上の個人申立権およびヨーロッパ人権裁判所の義務的管轄を承認したことによる。そのため、イギリスに対する申立や付託が急増してイギリスの当該条約違反が出てきたため、国内の対応が迫られたのである。³その結果、イギリスは、1998年、ヨーロッパ人権条約を国内法化するために人権法を制定した。⁴

1990年代から人権法施行までのイギリス裁判所のヨーロッパ人権条約を援用した判決を見ると、裁判所が以下の4点にわたって同条約を国内法の解釈手段として利用してきたことが分かる。

第1に、ヨーロッパ人権条約を制定法解釈の一助として援用する、第2に、コモン・ロー発展の証明として援用する、第3に、裁判所が司法裁量を行使する際に考慮する要素として援用する、第4に、行政裁量に対する司法審査をする際に援用する、⁵という4つの場合である。

国際法と国内法は独立の法体系であるとする二元論を伝統的にとってきたコモン・ロー諸国の裁判所でも、近年、人権条約を解釈適用という手法を通じて国内法に取り入れ始めている。⁶コモン・ロー諸国では、イギリスと違い、憲法規定を解釈する際に人権条約が利用され、また、人権条約の内容に沿って憲法を解釈する判決（反対意見も含む）も出始めている。

本論文では、人権条約を憲法解釈の法源として国内法に取り込んでいるコモン・ロー諸国、とりわけカナダ、オーストラリア、カリブ諸国の現状を検討し、人権条約の国内法における影響を見ていく。

1. 憲法解釈の法源としての人権条約

まず、2000年から2006年まで、憲法を持っているコモン・ロー諸国（カナダ、オーストラリア、カリブ諸国）がどのくらいの頻度で憲法解釈に自由権規約（以下ICCPR）を援用したのか見ていきたい。

人権条約を国内法の解釈として利用する方法は以下の5段階に分かれる。⁷これは、より二元論に近い立場からより国際法優位の一元論に近い立場への推移でもある。⁸より二元論に近い立場からより一元論に近い立場の順に国内法の解釈方法を挙げると、①国内法を解釈する際にその解釈を補強するために人権条約を利用する場合⁹、②人権条約に違反しないように制定法を解釈する場合¹⁰、③コモン・ローの発展の一つとして利用する場合¹¹、④憲法解釈に人権条約を利用する場合¹²、⑤人権条約の内容に沿って憲法を解釈する場合¹³、になる。ICCPRの解釈状況をこの段階の分類に沿って調査すると、カナダ、オーストラリア、カリブ諸国の各国内の最高裁判所によって使用されたICCPRの引用回数は全体で75回であった。¹⁴

2 1975年から1996年の21年間にヨーロッパ人権条約を引用した判決は316であり、その中の187件は1991年以降に出されたものである。同45頁

3 1995年には約70件がヨーロッパ人権裁判所で審議され、そのうち35件が条約違反とされた。同25頁

4 The Human Rights Act, 2000年施行

5 江島、前掲注1. 49頁、130頁

6 Watersはそれをしのびよる一元論(creeping monism)と呼んでいる。Melissa A. Waters, CREEPING MONISM: THE JUDICIAL TREND INTERPRETIVE INCORPORATION OF HUMAN RIGHTS TREATIES, 107 Colum. L. Rev. 623, (2007)

7 Id., at 653

8 Melissa A. waters, "FOREIGN AUTHORITY" THROUGH A NARROW LENS: INTERPRETIVE INCORPORATION OF TREATIES, <https://www.law.uga.edu/intl/waters.pdf#search>, at60

9 Gilding the Domestic Lily

10 Charming Betsy(Statutes)

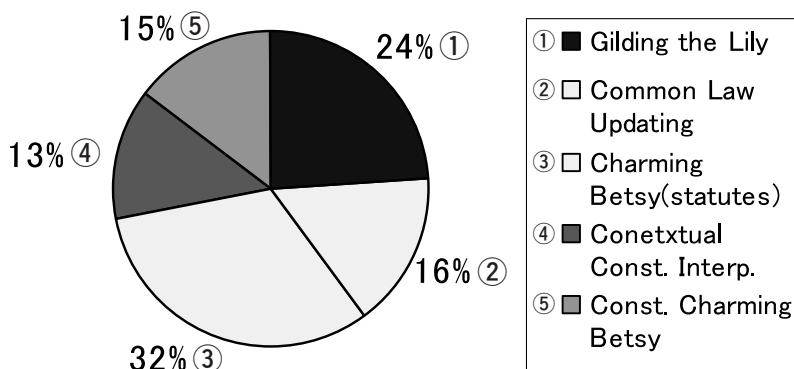
11 Common Law Updating

12 Contextual Constitution Interpretation

13 Constitutional Charming Betsy

14 Supra note 8, at61-62から算出。

2000年～2006年までのカナダ、オーストラリア、カリブ諸国の最高裁判所でのICCPRの使用割合



Melissa A. Waters, "Foreign authority" Through a Narrow Lens: Interpretive Incorporation of Treaties, at 61から作成

ICCPRが75回使用された中で、上記グラフから分かるように①から③までは72%と多く、この分野でのICCPRの援用は定着して使用されている。また、④⑤の憲法解釈における援用回数については、少ないとはいえ合計28%であることからICCPRの使用が憲法解釈という、より一元論に近い方法で援用されていることも見逃せない。

2000年～2006年までのICCPRが各最高裁判所によって使用された回数

	Aust.(others)	Aust.(Kirby)	Canada	Privy Council
Const. Charming Betsy	0	5	0	6
Conetxtual Const. Interp.	0	2	6	2
Charming Betsy(statutes)	1	22	1	0
Common Law Updating	1	10	0	1
Gilding the Lily	3	10	4	1

Waters, "Foreign authority", at 62から作成

次に、国別に見ると、憲法解釈にICCPRが使用された回数は、オーストラリアが7件、カナダが6件、カリブ諸国（ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、ベリーズ）が8件となっている。

ただし、オーストラリアでの憲法解釈における人権条約の援用は、すべてがKirby判事によるものであり、その他の判事の使用はない。いかにKirby判事が憲法解釈手段に人権条約を積極的に使おうとしているかが見て取れる。¹⁵逆に、Kirby以外の最高裁判所の判事が憲法解釈に人権条約を使うのに難色を示しているかが分かり、その意識のギャップは相当ありそうである。

15 Kirby判事は、憲法規定の意味が曖昧な場合、裁判所は普遍的基本的な権利の諸原則に一致する意味を採用すべきだと主張して、憲法解釈にバンガロー原則の適用を推し進めている。Supra note 8, at 61

カナダでは人権条約に沿った憲法解釈は行われていないが、憲法規定の解釈に人権条約は使われており、カナダは人権条約を憲法解釈の法源として使おうとする姿勢が積極的に表れていることを物語っている。

多くのコモン・ロー諸国では、人権条約に沿った憲法解釈は法廷の友 (Amici Curiae) や学者の主張、時には裁判での反対意見の中で見られるが、カリブ諸国では、当該解釈は裁判慣行の主流になりつつある¹⁶。カリブ諸国で、その中心を担ってきたのは、枢密院司法委員会 (Judicial Committee of the Privy Council, 以下枢密院)¹⁷ である。同枢密院は、人権条約を国際社会の規範的約束の証拠としてのみならず、憲法規定を国際法に合うように解釈する拘束力のある義務として利用してきた。特に、死刑執行判決について枢密院は、カリブ諸国に死刑反対の国際基準を国内法に導入してきている。¹⁸

枢密院は、憲法規定は国際人権条約義務に合致するように解釈されなければならないと繰り返し声明している¹⁹が、それに対して、カリブ諸国は一部の人権条約を廃棄通告するなど政治的抵抗を試みている。

2. 人権条約が憲法条項を解釈するために援用された事例

憲法条項を解釈するために人権条約が用いられた事例をカナダの最高裁判所判例の中から検討する。

カナダの最高裁判所は、未編入条約²⁰を国内法として拘束力があるとは考えていないが、憲法条項の解釈としてこの技術を利用してきた。「権利と自由のカナダ憲章」(Canadian Charter of Rights and Freedoms, 以下カナダ憲章)が1984年に効力を持って以来、カナダの最高裁判所はこのカナダ憲章を解釈するのにすでに100件以上の判決に人権条約を利用してきている。²¹

カナダの最高裁判所の判例を検討すると、憲法条項を解釈する場合、2つのカテゴリーに分類されることが分かる。1つは、裁判所が憲章の特定の権利条項の意味の曖昧さを解決するのに人権条約を使う場合と、2つに、憲章の制限条項の範囲を決める場合である。²²

たとえば、前者には、カナダ憲章の信教の自由、遅滞なく裁判を行う権利等の規定に関する判例があり、後者には、囚人の選挙権剥奪がカナダの憲章の妥当な制限と一致しているかどうかを決定するときや、子どものわいせつ文書の制限が憲章の妥当な制限内に当たるかどうかを決定する際に人権条約が引用された。

(1) カナダ憲章の曖昧な意味を確定するために人権条約が使用された事例

① The Queen v. Advance Cutting & Coring Ltd.²³

Bastarache判事は、反対意見の中で、結社の自由を保護するカナダ憲章の規定の意味の曖昧さを解決するのに人権条約を使った。

16 Supra note 6, at 680

17 Id. 枢密院司法委員会は、イギリス本土に設置され、最高裁判所としての貴族院と同等の地位を与えられて、コモンウェルス構成国からの特別上訴を審理する。その判決はコモンウェルス諸国では実際に尊重されている。

18 Supra note 8, at 63

19 Matthew [2004] UKPC33, p12, Watson [2004] UKPC34, p30, Lewis [2001] 2A.C.50, p78

20 国内法としてまだ立法化されていない条約をいう。

21 Waters, supra note 6, at 673

22 Supra note 6, at 673

23 [2001] 3S.C.R.209(Can.)

ケベック州のConstruction Act²⁴では、労働者は会社と雇用契約を結ぶ前に法律が定める一定の労働組合に登録する必要があった。被告会社は、組合に未登録の労働者を雇ったとして起訴された。会社側は、労働者の組合に加入する法律上の義務は組合に加入したくない権利を侵害していると主張した。

しかし、カナダ憲章はこの点について曖昧な内容であった。憲章は基本的権利として「結社の自由」を保障しているが、「結社の自由」が結社をしない権利 (right not to associate) を含んでいるかどうかについては曖昧のままだった。²⁵

カナダ最高裁判所は、ケベック州のConstruction Actの強制的組合加入条項は、憲章の2条(d)の下での「結社の自由」の保障を制限しているが、この制限はカナダ憲章1条²⁶の下で正当化されるとして建設会社の上告を棄却した。この判決は5対4という僅差であったが、反対意見を述べたBastarache判事は、人権条約を援用して、結社しない権利という否定的権利を広く認めるべきだという論理を展開した。

多数意見が結社の意味をイデオロギーの合致と捉え、結社しないという権利はイデオロギーに合致しないという意味であると狭く解釈するのに対して、Bastarache判事は、憲章2条(d)の意味を広く解釈して組合に加入しない権利を含むという解釈を展開した。そのとき、この拡大解釈をするために指針として、彼は人権諸条約を援用した。

ただし、彼が引用したICCPR22条あるいは社会権規約(以下ICESCR)8条1項には、労働組合に加入する権利だけが述べられており、組合に加入しない権利は述べられていない。しかし、彼は、ICESCR6条の労働の権利と世界人権宣言(以下UDHR)20条2項の「何人も、結社に属することを強制されない」権利を合わせて読むと、ICCPRやICESCRの趣旨も結社しない権利を含むと理解されるとして、自説を補強する。²⁷

そして、彼は、当該裁判所は、憲章の基本的自由を解釈する際に、常にこれらの国際文書や条約に言及してきており、たとえば、Canadian Egg Marketing Agency v. Richardsonでは、「国際人権の発展は、この国の権利と自由の保障に重要な影響を及ぼしている」²⁸と述べていると主張する。

また、彼は、裁判所は、Baker v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)の「国内法を解釈する助けとしての国際人権法の重要な役割は他のコモン・ロー諸国でも強調されてきた。それは、憲章に含まれる権利の範囲を解釈するのに重要な影響を及ぼしている」²⁹とする内容も引用した。

さらに、同様の内容は当該裁判所によって決定された多数の事件³⁰の中で表明されてきたし、これらの国際文書や条約は解釈の法源として使用されてきたと述べている。

24 s. 119.1 of the Quebec Act Respecting Labour Relations, Vocational Training and Manpower Management in the Construction Industry (the "Construction Act")

25 Fundamental Freedoms 2. Everyone has the following fundamental freedoms : (d) Freedom of association

26 s1. The Canadian Charter of Rights and Freedoms guarantees the rights and freedoms set out in it subject only to such reasonable limits prescribed by law as can be demonstrably justified in a free and democratic society.

27 Supra note 23., para.2-14

28 [1998] 3 S.C.R. 157, para. 57

29 [1999] 2 S.C.R. 817, para. 70

30 Edmonton Journal v. Alberta (Attorney General), [1989] 2 S.C.R. 1326, at 1377; R. v. O' Connor, [1995] 4 S.C.R. 411, at 484 (the right to privacy as found in s. 8); Mills v. The Queen, [1986] 1 S.C.R. 863, at 881-82; Mooring v. Canada (National Parole Board), [1996] 1 S.C.R. 75, para. 51 (the right to a remedy as found in s. 24(1)); R. v. Sharpe, [2001] 1 S.C.R. 45, 2001 SCC 2, para. 178 (the protection of children as it impacts s. 2(b)); and R. v. Keegstra, [1990] 3 S.C.R. 697, at 749-55 (the scope of s. 2(b)).

②Suresh v. Canada³¹

カナダ最高裁判所はカナダ憲章7条にある「基本的正義」による制限を解釈する際、ICCPRと他の人権条約を利用した。

Sureshはスリランカ人であるが、1991年、カナダ政府から条約難民と認定された。しかし、1995年彼は、テロリスト組織といわれる「タミール・イーラム解放のトラ」のメンバーだということで国外退去の命令を受けた。彼は、スリランカに戻れば、拷問の危険があり、国外退去は安全の権利を奪うものであり、カナダの移民法は憲章7条³²の基本的正義の原則に一致しないと主張して提訴した。³³

最高裁判所は、国家の安全と個人の拷問されない権利とのバランスを比較考量して、Sureshの主張を認めた。

最高裁判所は、テロと戦うカナダの合法的利益と国外退去で拷問を受けないSureshの利益を比較考量する際、カナダ憲章は国際的準則から離れて考慮することはできず、憲章を完全に理解するためには国際的見地からの考慮を必要とするとして、ICCPRを初め人権諸条約を引用した。³⁴

裁判所は、ICCPR4条に規定されている国家の緊急事態における義務の免脱と、7条に規定されている拷問又は残虐な刑の禁止条項の関係について、ICCPRのゼネラルコメント20を引用し、7条の意味は、締約国は個人を逃亡犯人引渡や追放によって他国に送還された結果、拷問の危険にあわせてはならないという意図であると述べて、カナダ憲章の7条の意味を確定していく。³⁵

したがって、最高裁判所は、国際条約規準はそれらが立法によってカナダ法に編入されない限り、カナダでは拘束力がないが、カナダ憲法の意味を調べる際に、国際法によってその情報が得られる³⁶と述べて、憲法上の原則の証拠として国際法を引用する。

(2) 用語の範囲を限定するために使用された事例

①Sauve v. Canada,³⁷

カナダ選挙法 (Canada Elections Act) 51条 (e) は2年あるいはそれ以上の刑を受けて刑務所に収監されたすべての者に投票権を認めていない。そこで、選挙法51条(e)がカナダ憲章3条と15条(1)に反し、憲章1条の下で正当化されないかどうか問題になった。

連邦裁判所の事実審理では、選挙法51条(e)はカナダ憲章3条によって保証された投票権を侵害しており、その侵害はカナダ憲章1条の下で正当化されないと認めた。しかし、連邦控訴裁判所 (Federal Court of Appeal) は、選挙法51条(e)の合憲性を認め、カナダ憲章3条の侵害は自由と民主社会において正当化され、憲章15条(1)によって保証された平等権を侵害しないと判示した。

しかし、連邦最高裁判所は、反対に、選挙法51条(e)は均衡性基準に合わず、カナダ憲章1条の下で正当化されないとしてSauveの主張を認めた。

31 [2002]1S.C.R.3,SCC1

32 「すべての人は生命、自由、人の安全に対する権利及び基本的正義の諸原則に一致する以外は奪われない権利を有する。」
Everyone has the right to life, liberty and security of the person and the right not to be deprived there of except in accordance with the principles of fundamental justice

33 Super note 31, para.7-22

34 Id.,para.59

35 Id.,para.67 他人権条約も参照しているが、ここでは、ICCPRに関する裁判所の見解を述べる。

36 Id.,para.60

37 [2002]3S.C.R.519(Can.)

多数意見に対してGonthierは反対意見を述べたが、その中で彼は、囚人の投票権剥奪は「憲章の合理性」の限界に一致するという決定を支持するためにICCPRを引用した。³⁸

ICCPR25条には、すべての市民は不合理な制限なしに投票する権利及び機会を有する、とあるが、国連人権委員会はICCPR25条のコメントで、投票する権利の制限は客観的で合理的でなければならないし、また、もし、犯罪に対する有罪判決が投票する権利を一時停止する基礎であるならば、その一時停止の期間は犯罪と刑に比例するものでなければならない³⁹と述べている。

Gonthier判事は、ICCPRの条項は、制限されない権利と制限される権利を区別するための警告であって、合理的バランスの範囲を示しているものであり、無条件に投票する権利を認めたものではなく、合理的制限があればよいとして、投票権の剥奪を認める。⁴⁰

このように、Gonthier判事は憲章の合理性の範囲を人権条約を引用して確定しようとした。

②The Queen v. Sharpe⁴¹

L'Heureux-Dubéは補足意見で、「憲章の合理性」の限界内に子どものポルノ制限があるとの結論を支持するために人権諸条約を引用した。

これは、子どものポルノの所持違反と表現の自由との関係が問題になった事件で、最高裁判所は、子どもポルノの所持は憲章1条の自由と民主的社会では正当化されないとしてSharpeの主張を退けた。

L'Heureux-Dubé判事は、UDHR25条2項⁴²、子どもの権利宣言前文⁴³とそれに加える形で、ICESCR 10条3項⁴⁴とICCPR 24条⁴⁵を引用し、ともに子どもの保護を強調しているとしている。さらに、子どもの売買、子どもの売春や子どものポルノに関する子どもの権利に関する条約の選択議定書でも、子どものポルノを禁じており、それはすでに69カ国が署名している⁴⁶と述べている。

L'Heureux-Dubé判事は、このような子どもを害から守るという国際的準則は立法化しなければ国内的効力はないが、それは国内的に権利を解釈するときに妥当な法源となる⁴⁷と述べている。

3. 人権条約に沿った憲法解釈がされた事例

(1) オーストラリア

人権条約に沿った憲法解釈がなされなければならないというアプローチは、オーストラリアではKirby判事によって解釈原則として強力に主張されている。彼の見解は、オーストラリアの裁判所で

38 Id.,para.133

39 "General Comment Adopted by the Human Rights Committee under Article 40, Paragraph 4 of the International Covenant on Civil and Political Rights", General Comment No. 25 (57), Annex V, CCPR/C/21, Rev. 1, Add. 7, August 27, 1996.

40 Id.,para.134

41 [2001]1 S.C.R.45(Can.)

42 「子どもは特別な保護及び援助を受ける権利を有する」

43 「子どもは特別な保護とケアを必要とする」

44 「保護及び援助のための特別な措置が、出生の他の事情を理由とするいかなる差別もなく、すべての児童及び年少者のためにとられるべきである。児童及び年少者は、経済的及び社会的な搾取から保護されるべきである。児童及び年少者を、その精神若しくは健康に有害であり、その生命に危険があり又はその正常な発育を妨げるおそれのある労働に使用することは、法律で処罰すべきである。また、国は年齢による制限を定め、その年齢に達しない児童を賃金を支払って使用することを法律で禁止しかつ処罰すべきである。」

45 「1 すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であって家族、社会及び国による措置について権利を有する。

2 すべての児童は、出生の後直ちに登録され、かつ、氏名を有する。

3 すべての児童は、国籍を取得する権利を有する。」

46 Supra note 41, para.178

47 Id., para.175

は少数派であり、今のところ、このアプローチを取っているのは彼だけである。

①Newcrest Mining(WA)Ltd. V. Commonwealth⁴⁸

Kirby判事は、この判決で解釈原則として独自の論理を展開する。彼は、憲法規定の用語が曖昧であるとき、裁判所は、憲法を基礎に解釈を始めるより、基本的権利の原則に合致する意味を採用すべきであると主張する。その理由として、彼は、憲法規定の意味が明確な場合は、裁判所はその用語に効力を与えなければならないが、憲法は時には保障すべき基本的権利に効力を与えるのに不十分な場合もある。その時、裁判所の義務は憲法の内容を解釈することであると述べる。⁴⁹

また、彼は、裁判所は、裏口によって⁵⁰、オーストラリアの国内法に未だ導入されていない基本的権利に関する国際条約や他の国際法を導入する手段として解釈原則を安易に採用すべきではないが、本裁判所やあるいは他国の裁判所によって認められてきたように国内法と国際法の相互関係は基本的権利に関しても進化を受けている⁵¹とする。

さらに、彼は、Mabo v. Queensland(2)⁵²でブレナン判事が述べたように、コモン・ローや憲法は国際法と必ずしも合致する必要はないが、特に、国際法が普遍的基本的権利の存在を宣言している時には、国際法はコモン・ローと憲法の発展に合法的で重要な影響を与える⁵³と言う。

そして、オーストラリア憲法は、本文の許す限りで、この国の基本法として法が基本権を表現する限り国際法に自らを適合させると述べて、憲法はそれを作り、それを受け入れるオーストラリア人に対してのみ宛てたものではなく、オーストラリアの基本法として国際社会に宛てたものでもある⁵⁴とする自説を展開する。

その例として、彼は、UDHRを挙げる。UDHRはそれ自体条約ではなく、オーストラリアの国内法の一部でもないし、憲法の一部でもないが、少なくとも、UDHRの用語が憲法規定と競合するのではなく、憲法規定と合致する場合には憲法解釈に影響を及ぼすとする。⁵⁵ そして、UDHR 17条⁵⁶を引用し、財産の恣意的剥奪は許されないと主張する。

②Kartinyeri v. Commonwealth⁵⁷

これはアボリジニにとって重要な地域にかかっている橋の工事をめぐる事件である。原告は、橋の工事はその地域の保存に影響を及ぼすため、そのことを許可しているHindmarsh island Bridge Act 1997はオーストラリア憲法51条(x x vi)に照らして無効であるとして訴訟を起こした。高等法院の多数意見は、原告の訴えを認めなかった。⁵⁸

Kirby判事は反対意見の中でアボリジニに関する憲法規定に彼の解釈原則を展開した。⁵⁹

48 [1997] HCA 38; (1997) 190 CLR 513; (1997) 147 ALR 42; (1997) 71 ALJR 1346 (14 August 1997)

49 Id., Kirby's interpretive principle, para 2

50 国民の代表である立法府が決めた法ではなく、行政府が決定した条約で国内法の解釈が行われることを指す。

51 Id., Kirby's interpretive principle, para 2

52 (1992) 175 CLR 1, [1992] HCA 23

53 Supra note 48, id

54 Id.

55 Id., Kirby's interpretive principle, para 3

56 「1. すべての者は単独でまたは他の者と共同して財産を所有する権利を有する。2. 何人もその財産を恣意的に奪われない」

57 [1998] HCA 22; 195 CLR 337; 152 ALR 540; 72 ALJR 722 (1 April 1998)

58 Id., para. 1-21

59 Id., para. 166

彼は、憲法規定の意味が曖昧な場合、裁判所は、世界の基本的な権利の原則に合致する意味を採用すべきだとする。⁶⁰また、このようなアプローチは、近年ニュージーランドでも見られるとして、「人権の普遍性に照らして憲法を解釈し適用するのは司法の義務である」とするCooke判事の言を引用する。⁶¹

そして、彼は、憲法規定の意味が明確であれば、国際法の規則や条約は憲法や法律に優先するものではないし、たとえ、憲法の規定に曖昧さがある場合でも、オーストラリア憲法は基本的人権と人間の尊厳を犯さないという想定があり、このような侵害は、コモン・ローによって禁止されているから、オーストラリア法が曖昧な場合には、そのような侵害を避けるように読まれるが、それでもコモン・ローに曖昧さが残る場合には国際法を考慮するのは合理的である⁶²と持論を展開する。ここでも、彼は、オーストラリア憲法はオーストラリア人に対して宛てたものであるが、同時に国際社会に対しても宛てたものである⁶³と主張している。

③Al-Kateb v. Golwin⁶⁴

Al-Katebは無国籍者で、ビザなしでオーストラリアに入国したところ逮捕され、ただちに拘留された。彼は、すぐビザを申請したが、受け入れられなかった。そのため彼は、他国に移動することを申請したが、これも、必要な国際協力を得ることができないとのことで当局から拒否された。連邦裁判所は、近い将来に被告の国外移動の可能性はないとの見通しを述べた。これによって、彼の拘留は無期限になってしまった。⁶⁵

Kirby判事は、反対意見で、無国籍者を無期限に拘留する政府の権力に関して国際基準を使用した。

彼は、「国際法に合致するようにオーストラリア法を解釈すること」という項目で、持論を展開する。その中で彼は、オーストラリア憲法はオーストラリア人に対して宛てたものであるが、同時に国際社会に対しても宛てたものであるから、裁判所は、人権と基本的自由を述べている国際法の基本原則と調和するように、できる限り憲法本文を解釈する義務がある⁶⁶と主張する。

(2) カリブ諸国

カリブ諸国では、コモンウェルスの一員として枢密院の決定が同諸国国内法に大きな影響を及ぼしている。

カリブ諸国の憲法に国際人権法に沿った解釈をすべきだという決定が出される発端の事件は、ジャマイカのPratt v. Attorney-General for Jamaica⁶⁷（以下Pratt事件）である。この事件の結果が、同様の憲法と刑法を持っている他のカリブ諸国にも多大な影響を及ぼすことになった。

60 Id.

61 Id.

62 Id.

63 Id.

64 [2004] HCA 37; 219 CLR 562; 208 ALR 124; 78 ALJR 1099 (6 August 2004)

65 Id., para. 1-30

66 Id., para.174-175

67 [1994] 2 A.C. 1 (P.C. 1993)

①Pratt事件

1979年、Prattは殺人罪で死刑判決を受けた。1980年に控訴院は有罪を認めて死刑を求刑した。しかし、この決定の理由を控訴院は1984年9月まで発表しなかった。

Prattは1981年、控訴院での死刑の審理と決定との間に手続き上の過失があるとして米州人権委員会に申請した。同委員会は、ジャマイカに人道上の理由で死刑判決を軽減するよう求めはしたが、1984年10月、同委員会は彼の請求を拒否した。

そこで、1986年1月、Prattは裁判所の決定がICCPR違反であるとして国連人権委員会に申請した。

1986年3月、Prattは同申請が継続中、枢密院に上訴許可を求めた。同年7月、枢密院は、控訴院の文書による決定が約4年間遅れたことは認めたが、彼の上訴を拒否した。⁶⁸

1986年7月、国連人権委員会は彼の申立を審議している間、ジャマイカに彼の死刑執行を延期するよう中間決定を出した。ジャマイカはそれを拒否して、1987年2月、彼に死刑執行命令を発布した。しかし、同月、総督（Governor General）はその命令を延期した。その理由は、被告人の聴聞が1987年3月に米州委員会と国連人権委員会の両方で開かれる予定になっていたからである。⁶⁹

1987年7月、米州人権委員会は、被告人が控訴院の決定を待つ間、約4年間死刑囚監房に拘留されていたのは、米州人権条約に違反して残酷で非人道的で品位を傷つける取り扱いに相当するとしてジャマイカに通知した。これに応じてジャマイカは死刑を延期した。⁷⁰

1988年3月、国連人権委員会は彼の請求を受け入れると宣言したが、同委員会が本案を決定するまでさらに13ヵ月かかった。

同委員会は、控訴院の被告人に対する有罪を認める理由が遅延したことはICCPRに違反すると認め、ジャマイカに死刑判決を軽減するよう勧告した。枢密院が被告人の憲法上の請求を最終的に審議したときには、Prattは14年以上死刑囚監房にいた。⁷¹

1993年11月、枢密院は初期の判決から11年経って、死刑囚監房での長い拘留は非人道的で品位を傷つける取り扱いや刑罰を禁じる憲法や条約と合致しないという国内外の法学者に歩調を合わせた判決を下した。枢密院は「もし、上訴手続きによって長期にわたり上訴審理が長引いたなら、このような遅延を許す上訴制度に過失があり、それを利用する囚人にはない」⁷²と決定した。

枢密院は十分に公正な審理を受けたい被告人の利益と死刑事件での迅速な有罪判決後の審理をする政府の利益をどのようにバランスを取るかを考慮して、枢密院は、ジャマイカの司法制度により死刑執行が5年を超えて遅延する場合には、違憲状態と推定され、死刑判決は終身刑に軽減される必要がある⁷³と判示した。

結局、Prattの死刑囚監房での拘留は5年を超えていたので、枢密院は、不安の中での苦痛を持ちながら長期に拘留された後で死刑執行することは、ジャマイカ憲法の下での非人道的刑罰に当たると判示した。⁷⁴

このように、枢密院の判決は国際人権法の基準をジャマイカに押しつけた格好になった。この判決によってそれ以降のジャマイカを始め他のカリブ諸国の類似した判決にも同様の結果が出ることになる。

68 Id., at 9-22 Laurence R. Helfer, OVER LEGALIZING HUMAN RIGHTS: INTERNATIONAL RELATIONS THEORY AND THE COMMONWEALTH CARIBBEAN BACKCASH AGAINST HUMAN RIGHTS REGIMES, 102 Colum. L. Rev. 1832 (2002), at 1869-1870

69 Pratt, id., at 23-24 Helfer, id., at 1870

70 Pratt, id., at 24-26 Helfer, id.

71 Pratt, id., at 27 Helfer, id., at 1870-1871

72 Pratt, id., at 33 Helfer, id., at 1871

73 Pratt, id., at 35 Helfer, id.

74 Id.

②Lewis v. Attorney Gen. of Jam.⁷⁵

殺人罪で死刑判決を受けた被告人に対し、国際裁判所が申請者の申請に決定を下していない間は、ジャマイカは当該被告人に死刑執行を延期すべきだという決定が枢密院から出された。⁷⁶

ルイスは殺人罪で死刑判決を受けたが、特別許可を求めて枢密院に上訴した。枢密院はそれを拒否したので、彼は、国連人権委員会に申請した。同委員会は、彼の場合は、ICCPR 9条3項⁷⁷、10条1項⁷⁸、10条2項(a)⁷⁹に違反すると宣言した。そこで、彼は、2回目の特別上訴を枢密院に求めた。しかし、拒否され第1回目の死刑執行の許可が出された。そのため、彼は事件の調査をする機会が与えられるまで死刑執行を延期するようにジャマイカ政府に求めるよう米州人権委員会に訴えた。米州委員会は彼の申請を認めなかったが、後に再度申請する権利を認めることを宣言した。⁸⁰

そこで、最高裁は死刑執行許可を出した。しかし、控訴院は、米州委員会の勧告は特別上訴を行使する司法長官を拘束するものではないが、枢密院は、特別上訴を行使するかどうか決定するために請求の結果を待たなければならないと述べた。Forte J.Aも、死刑許可は米州人権委員会の申請に対する結果が出るまで、延期すべきであるとした。⁸¹

③Reyes v. The Queen⁸²

Reyesは1997年隣人を射殺し、2つの訴因で死刑を宣告された。ベリーズ刑法では、射殺による殺人は死刑に処せられることになっていた。彼は上訴したが、ベリーズの控訴院や枢密院は彼の訴えを退けた。しかし、枢密院は、強制的に死刑を科すこと、また死刑の方法としての絞首刑は合憲かどうかを議論するために、Reyesに上訴の特別許可を与えた。⁸³

枢密院は次のように述べて国際人権法を援用する。裁判所は憲法規定に従って法律を解釈適用するのであるが、憲法の規定と当該法律が合致しないときは、当該法律が憲法違反かどうか憲法規定を解釈しなければならない。その場合に、同様の事件が国際社会にあれば、裁判所はそれを憲法解釈の法源として利用できる。そこで、枢密院は、ベリーズ憲法の非人道的な処罰の禁止規定を解釈するため、国際人権文書の規定を引用して⁸⁴、強制的な死刑を認める法律は非人道的な刑罰を禁止するベリーズ憲法に違反すると決定した。⁸⁵

75 [2000] UKPC10, <http://www.privacy-council.org.uk/output/Page31.asp>

76 Id., The chronology of the Neville Lewis の箇所

77 「逮捕又は抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する。」

78 「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。」

79 「被告人は、例外的な事情がある場合を除くほか有罪の判決を受けた者とは分離されるものとし、有罪の判決を受けていない者としての地位に相応する別個の取扱いを受ける。」

80 Supra note 75, The chronology of the Neville Lewis の箇所

81 Id., The judgments in the Court of Appeal of the Neville Lewis の箇所

82 [2002] UKPC11, <http://www.privacy-council.org.uk/output/Page31.asp> この判決は Saint Lucia の R v. Hughes [2002] UKPC12, 2AC259 判決や Saint Christopher and Nevis の Fox v. The Queen [2002] UKPC13, AC284 判決にも影響を与えている。

83 Id., para. 1

84 たとえば、UDHR3, 5, 10, ICCPR6.1, ヨーロッパ人権条約2,3,6 Supra note 82, para.17-24

85 控訴院のこのアプローチは憲法の charming betsy 原則の受け入れを暗示していると Waters は述べる。Supra note 6, at 681

④ Boyce v. The Queen⁸⁶

Boyceはバルバドスの裁判所で殺人罪のため死刑を宣告された。彼はさらに控訴院に上訴したが、棄却された。そこで、枢密院に強制的死刑執行を要求するバルバドス刑法は憲法違反であるとして訴えた。⁸⁷

枢密院は、バルバドス刑法がバルバドス憲法の非人道的刑罰の禁止に違反していると決定した。⁸⁸ 枢密院は、憲法解釈にICCPRや他の国際人権義務を引用したが、その際、条約に沿った憲法解釈が行われた。⁸⁹

枢密院は以下のように述べて憲法解釈に人権条約や国際文書を使用した。⁹⁰

強制的死刑はバルバドスの負っている国際義務と合致しない。国内法におけるバルバドス国民の権利は憲法からのみ由来するので、バルバドスが負っている国際義務はバルバドスの国内法に直接影響を及ぼすものではない。しかし、国際法は十分に確立した原則であるがゆえに、憲法解釈に重要な影響を与える。裁判所は、国際義務に違反しないようにできる限り国内法を解釈する必要がある。「できる限り」とは、立法に曖昧な意味がある場合、裁判所は、条約に課せられた義務に合致した意味を選ぶという意味である。

このように、枢密院は、憲法上のCharming Betsy原則はすでに十分に確立しているのでありふれた憲法学説となっている⁹¹と述べる。

⑤ Matthew v. Trinidad & Tobago⁹²

死刑執行の実刑判決の合憲性が争われた事件で、国内法は国際義務に一致するように解釈されなければならないという見解が支持された。⁹³

憲法6条(1)⁹⁴で認められている強制的死刑を科している現行法は憲法4条・5条⁹⁵と一致しないので無効とされるかどうかが問題となった。

被告人は殺人罪で死刑判決を受けたが、控訴院は彼の上訴を認めなかった。彼は枢密院に上訴の特別許可を求め、枢密院は強制的死刑判決が誤っているとして上訴を認めた。⁹⁶

枢密院は、この判決の前に出されたReyesとBoyceに同様の理由を見出す。そして、強制的死刑は残酷で異常な刑罰であり、憲法4条・5条に合致しないと述べる。さらに、バルバドスと同様トリニダード・トバゴが当事国であるICCPRなどの条約を引用し、強制的死刑はそれらの条約と合致しないとし、国内法はできる限り国際義務と一致するように解釈されなければならないので、憲法4条・5条も同様に解釈されるべきだ⁹⁷と主張する。

したがって、枢密院は、憲法の各条項には曖昧さは認められないものの⁹⁸、国内法は出来る限り国

86 [2004] UKPC32,(2005)1A.C.400(P.C.2004),<http://www.privacy-council.org.uk/output/Page31.asp>

87 Id.,para.7

88 Id.,para.27

89 Id.,para.30, supra note 6,at682

90 Id.,para. 25

91 Id.,para. 29

92 [2004] UKPC 33,<http://www.privacy-council.org.uk/output/Page31.asp>

93 Id.,para.55-59

94 6条(1)「4条・5条のいかなるものも現行法を無効にするものではない。」

95 4条「生命の権利、5節 議会は残酷で異常な扱いや刑罰を科してはならず、それを権威づけてはならない。」

96 Supra note 86, para.1-7

97 Id.

98 Id., para.12

際義務と一致するように解釈されるべきだという原則は支持されていると結論づける。

⑥ Watson v. The Queen⁹⁹

これは、人に対する罪の法¹⁰⁰ 3条(1A)により死刑の実刑判決を受けた被告人が死刑執行判決はジャマイカ憲法17条(1)¹⁰¹に違反するとして訴えた事件である。¹⁰²この事件では、強制的死刑を規定している刑法に対してジャマイカ憲法の規定をどのように解釈するかが問われた際、当該憲法規定を解釈するために人権文書や条約が援用された。¹⁰³

枢密院は、被告人の訴えを認めて、同法が憲法に違反しているとしたが、その際、UDHRやICCPRなどの人権諸条約を引用し、その慣行が憲法に具現されていると述べた。¹⁰⁴また、枢密院は、Reyes v. The Queenの決定を引用し、ベリーズ刑法で死刑の実刑判決を受けた被告人がジャマイカ憲法と同様の規定に反するとした判決はそのままベリーズにも通用すると述べた。¹⁰⁵その理由として、カリブ諸国はイギリスから独立して憲法を作る際、ヨーロッパ人権条約の趣旨が人権規定に導入されたので、それらの諸国ではヨーロッパ人権条約と同様の憲法規定を持っているからだとして説明している。¹⁰⁶

4. 人権条約に沿った憲法解釈に対する各国の反応

(1) カリブ諸国の反応

Pratt判決は、カリブ諸国の刑事司法制度へ直接的で強烈的なインパクトを与え、枢密院に対する評価も急速に変わった。この判決の影響で、ジャマイカは5年以上死刑囚監房にいる105名の囚人に死刑を軽減し、トリニダード・トバゴは、53人の死刑囚に軽減措置をし、バルバドスは9人の死刑を軽減した。¹⁰⁷

また、Pratt判決は、カリブ諸国が当事国である国際人権体制にも大きな影響を与えた。ジャマイカは1993年10月23日ICCPR第1議定書を廃棄通告した。1998年5月26日トリニダード・トバゴは第1議定書と米州人権条約を廃棄通告し、国連人権委員会に死刑被告人からの請求を審議しないための留保を議定書に付した。1999年11月に国連人権委員会は、このような留保は議定書の目的に合致しないとする決定をしたが、トリニダード・トバゴは、2000年3月27日議定書を廃棄通告した。¹⁰⁸

トリニダード・トバゴの廃棄通告日である1998年5月26日前に、32人の死刑囚監房の被告人が米州委員会に申請した。1998年6月14日、米州人権裁判所は国連人権委員会や米州人権裁判所によって請求が審理されている間、被告人を死刑執行しないように政府に当てた暫定措置を出した。¹⁰⁹

99 [2004] UKPC 34, <http://www.privacy-council.org.uk/output/Page31.asp>

100 the Offences against the Person Act

101 「何人も拷問、非人道的、品位を傷つける刑罰、あるいはその他の扱いを受けてはならない。」

102 Supra note 99, para.1-4

103 Id.,para.29-30

104 Id.

105 Id.,para.30

106 Id.

107 Helfer, supra note 68, at 1872

108 Id.,at1881

109 Id.,at1882

しかし、トリニダード・トバゴは、死刑許可を発行し、若干の被告人を死刑執行することによって米州裁判所の命令を公然と無視した。¹¹⁰

それに対し、枢密院は1999年3月、国際的申請が未だ継続中の被告人を死刑執行するならば、トリニダード・トバゴ憲法のデュープロセス条項に違反すると判示して、米州人権裁判所で申請が審理している間は、死刑執行を延期させた。そして、2002年6月、枢密院は、トリニダード・トバゴは米州人権条約の下で被告人の権利を侵していると判示した。¹¹¹

また、2000年9月、枢密院はジャマイカの6人の死刑囚監房の被告人による国連人権委員会と米州人権委員会への申請に対して、ジャマイカの憲法にもトリニダード・トバゴと同様の理由を適用した。

これらの枢密院による決定のプレッシャーから、カリブ諸国は枢密院との関係を絶つことに向かわせた。2001年2月、カリブ諸国11カ国は、カリブ地域の最高控訴院として位置づける新カリブ司法裁判所（Caribbean Court of Justice）を創設してそれに枢密院を置き換える協定を作成した。¹¹²

枢密院がReyes v. The Queenで、すべての殺人に対する有罪判決に強制的死刑を科すことは違憲であると判示した後の2002年にはこの協定に批准する勢力は増加している。¹¹³

確かに、カリブ諸国の憲法の人権規定は伝統的にヨーロッパ人権法を初めとする人権条約・文書が基になっており、国際人権法を受け入れやすい土壌が出来上がっている。¹¹⁴しかし、それでも、それらの諸国は枢密院の判決に不満を持つのはなぜか。それは、独自の憲法を持つ国内法への過剰な国際人権法の解釈を通じての編入にあるといえる。

（2）Kirby判事の挑戦

1988年、インドのバンガローで開催されたコモンウェルス諸国の法律家のセミナーでバンガロー原則が採択された。¹¹⁵この原則は、憲法を含む国内法が明確であれば、裁判所は当該国内法を適用すればよいが、国内法が不確かで不完全な場合には積極的に国際法を解釈の法源として活用しようというものである。

Kirby判事は参加者の一人として、このバンガロー原則が裁判をしていく上で重要な指針を提供してくれることを確信し、以後、積極的に国内法解釈の法源として国際人権法を使うようになった。

Kirby判事がバンガロー原則を実際に判決で実践したのは、1988年のGradidge v. Grace Bros. Pty Ltd.¹¹⁶が最初である。原告は聾啞者であったので、開廷中に通訳者をつけるかどうかが問題になった。通訳をつける権利は制定法にもコモン・ローにも規定がなく、裁判官の裁量で決められていた。¹¹⁷この権利の正当性をどこからもってくるのか、明確な国内基準がない場合、Kirby判事は、ICCPR¹¹⁸に目をつけた。

Kirby判事は、オーストラリアのコモン・ローはできる限り、ICCPRに合致するように解釈すべきで

110 Id.,at1883

111 Id.

112 Id.,at1884

113 Id.

114 かつての英国植民地が独立を達成したとき、カリブ諸国の憲法にそれまでの国際人権の慣行が盛り込まれた。Lord Wilberforceは、ポスト植民地時代に各国家の憲法草案にヨーロッパ条約の影響が見られることを述べている。Minister of Home Affairs v. Fisher(1980)AC319,328

115 Michael Kirby, INTERNATIONAL LAW-THE IMPACT ON NATIONAL CONSTITUTIONS, 99 Am. Soc'y Int'l L. Proc. 1, at4-5

116 [1988] 93 FLR414 (N.S.W.Ct.App)

117 Dairy Farmers' Coop. Milk v. Acquilina [1963] 109 C.L.R. 418, 464

118 ICCPR arts. 14.1, 14.3(a), 14.3(f)

あると主張した。¹¹⁹他の裁判官も同調したが、そのうちの一人は、ICCPRは国内法に明確には編入されていないが、ある連邦制定法にはその内容を組み込むことが予定されていたと指摘した。¹²⁰

次にバンガロー原則が実践されたのは、1992年のMabo v. Queensland(no.2)である。この事件は、イギリス統治以前からの原住民の土地に対しオーストラリアコモン・ローが彼らの権利を認めるかどうかの問題になった。19世紀の裁判所の決定に支持された伝統的な見解からは認めることはできなかった。そこで、このような見解に風穴を開けるには、これらの伝統的な見解が国際法によって承認されている普遍的原則に合致しないことを主張される必要があった。¹²¹

Brennan判事は、判決の中でICCPR等を引用しながら次のように言及している。

コモン・ローは国際法と必ずしも合致するものではないが、特に国際法が普遍的な人権の存在を宣言しているときは、国際法はコモン・ロー発展に正当で重要な影響を与える。市民的政治的権利の享有で不当な差別が見られるコモン・ロー学説は再考が要求される。¹²²これは、バンガロー原則の本質的な考えと一致する法的発展である。

オーストラリアでは、国際法の原則に従ってコモン・ローを適用することは今や論争がない。国際人権法はオーストラリアの制定法やコモン・ローに浸透しているといえる。¹²³

Kirby判事がバンガロー原則を人権条約に沿った憲法解釈に適用したのは、1997年のNewcrest Mining(WA)Ltdが最初である。これ以降も積極的に憲法解釈に国際人権法を使用しているが、他の裁判官はまったく考慮していないし、それどころか、無視している。¹²⁴ Kirby判事に言わせると、オーストラリアの裁判官は二元論的思考にとらわれて、国内法と国際法の対話を行おうとしていないという。¹²⁵

Al-kateb判決でのMcHugh判事の発言は憲法解釈に国際人権法を使うことへの反発が端的に出ている。彼は、オーストラリア憲法は国際法の規範に基づいて憲法が解釈されるのを拒否する。その理由として、時代の変化によって憲法の意味内容が初期の時と違いが出てくることは認めるが、裁判官は憲法にルーズリーフのように国際法の基本的権利を導入する権限はなく、憲法に変化を求める場合は、オーストラリアの国民がレファレンダムで憲法を変える時である¹²⁶、と述べる。

Kirby判事は、憲法解釈に国際法、とりわけ国際人権法を使うことへの理由を次のように述べる。¹²⁷

- ①国際法はその国の憲法を拘束しないが、憲法の出す結論に重要な確認を与えてくれる。特に、憲法が基本的権利と自由と言及している場合には他国の憲法や国際裁判所での同様の規定にアクセスするのは適当で有益である。カナダの最高裁判所長官のDickson判事は、「このようなアクセスは解釈のために関連した説得力のある法源を提供してくれる」¹²⁸と述べている。
- ②憲法解釈に国際法と使用する傾向は多くの国で受け入れられてきている。イスラエル最高裁判所のAharon Barak判事は、憲法は現代人の自由を守るために彼らの問題を解決しようとするものである。
- ③国際法の法源に言及することは国内法の解釈を行う際の裁判官の個人的な見解に対してのチェックを提供する。

119 Supra note 115, at6

120 Id., [1988] 93 F.L.R. 414, 416 (N.S.W. Ct. App.) (Samuels, JA).

121 Supra note 52, at 7

122 Id., para. 42

123 Supra note 115, at8

124 Id. at9

125 Id.

126 Id. at10, Al-Kateb, 78 A.L.J.R. at 1112 [62].

127 Supra note 115, at17-19

128 Re Public Service Employees Relations Act(Alberta) [1987] 1 S.C.R. 313,at348(57)

- ④ 裁判所は、国内法体制と国際法体制の調和を求めるべきである。オーストラリアは国際社会の一部であり、我々は相互依存の世界に住んでいる。

(3) 憲法解釈の法源として国際法を使用するカナダ最高裁判所の積極性

2007年、カナダ最高裁判所で、慣習国際法を憲法解釈に適用した判決¹²⁹が出された。

裁判所は、非合理的な捜査と差押に対する権利を保障するカナダ憲章8条¹³⁰はカナダ官憲が外国で行った捜査に国を超えて適用できないとする判決を下した。その際、裁判所は、カナダ憲章の適用の範囲は慣習国際法に照らして解釈されなければならないとした。¹³¹そして、裁判所は、国家管轄権の許容できる範囲を規定する慣習規則を吟味した後で、カナダ以外の国での捜査に憲章8条を適用することは領域を超えた強制的管轄権の行使となり、許容できないと決定した。¹³²

カナダ最高裁判所は、国際法を憲法解釈に適用する際、国際法を国内法の解釈原則として用いている。¹³³今回の判決で引用された条約や国際文書としては、国連憲章や総会決議¹³⁴であり、ICCPRは含まれていないが、カナダの最高裁判所が憲章の解釈として積極的に国際法を適用する姿勢が表れている。しかし、憲法解釈に積極的なカナダでさえ、Kirby判事が実践し、枢密院が判決しているような人権条約に沿った憲法解釈という、もっとも一元論に近い解釈は最高裁判所では今のところ行われていない。

おわりに

コモン・ローの流れを汲む米国では、やっと、ローパー事件で多数意見として憲法解釈の法源としてICCPRが引用されたが¹³⁵、それも憲法の解釈を強化する証拠として使用される段階にとどまっている。それに対して、コモン・ロー諸国である、カナダ、オーストラリア、カリブ諸国では、人権条約が憲法解釈の法源として国内法に取り込まれている。

現状において人権条約を国内法にどの程度取り込むかは同じコモン・ロー諸国であっても国別、地域別に違いがある。カナダでは、人権条約が積極的に憲法解釈に適用されているが、人権条約に沿った憲法解釈は行われていない。オーストラリアでは、kirby判事を除く他の判事は制定法の解釈までの段階に人権条約を援用するのにとどまっている。カリブ諸国では、現地の事情が分からないイギリスの裁判官が国際人権法を振りかざしているとの反発から、国際人権体制から脱退したり、一部留保を付すようになってきている。

このようなコモン・ロー諸国で人権条約を国内法の解釈として適用する温度差はどうして生まれるか。それには、各国の人権の歴史的背景、現状の社会情勢、そして、何よりも裁判官自身の人権感覚が大きく影響していると思われる。しかし、上述してきたことから分かるように、たとえ人権条約に対する国内の温度差はあっても、元来二元論をとってきたコモン・ロー諸国では、未編入の人権条約を国内法の解釈という手法を通して国内法に導入しているという、しのびよる一元論の現状が見られる。

129 R. v. HAPE. 2007 SCC 26

130 8. Everyone has the right to be secure against unreasonable search or seizure.

131 Supra note 129, para.53

132 Pierre-Hugues Verdier, R. v. HAPE. 2007 SCC 26. SUPREME COURT OF CANADA, JUNE 7, 2007, 102 Am. J. Int'l L. 143, at 143

133 Supra note 129, para.53には Conformity with International Law as an Interpretive Principle of Domestic Law という項目がある。岩沢雄司は、国際人権法がカナダ憲章の解釈基準とされる理由の1つに、国内法を国際法に合致するように解釈するという一般原則を挙げている。『国際法外交雑誌』8巻5号(1988年)、23頁

134 Charter of the United Nations, Can. T.S. 1945 No. 7, art. 2(1), United Nations. General Assembly. Declaration on Principles of International Law concerning Friendly Relations and Co-operation among States in accordance with the Charter of the United Nations, GA Res. 2625 (XXV), 24 October 1970.

135 それまでは、脚注での引用であったが、この事件ではじめて本文の中で引用された。